

# 1. ぐんま快疎化リーディングプラン（群馬県過疎地域持続的発展方針）概要

## 1. 策定にあたって

### （1）策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定するもので、県及び市町村過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針。過疎地域が持つ「快疎」との親和性を活かして、条件不利性の克服を図りつつ、フロントランナーとして群馬の快疎化をリードし、持続的発展を図るため、策定する。

### （2）対象地域

**過疎地域**：桐生市（旧桐生市、旧黒保根村）、沼田市（旧利根村）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町）、みどり市（旧大間々町、旧東村）、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、高山村、東吾妻町、片品村、みなかみ町（**13市町村**）

特定市町村：高崎市（旧倉渕村）、藤岡市（旧鬼石町）、上野村、嬭恋村（**4市村**）

### （3）対象期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 2. 新規要素

### （1）リトリートの推進

自然資源や温泉、農村文化など、地域の特色を活かし、長期滞在化や高付加価値化を推進

### （2）デジタルクリエイティブ人材の育成

「tsukurun」や「TUMO Gunma」の整備等を通じたデジタルクリエイティブ人材の育成

### （3）群馬パーセントフォーアートの推進

アートを触媒に新たな価値の創造や地域経済の活性化を推進

### （4）市町村のDX推進

ICTツールの情報収集から調達、利活用まで含めた総合的なコンサルティング等を通して、市町村のDX推進を強力に支援

## 3. 基本的な事項（現行方針を維持）

### （1）群馬県の過疎地域が目指す将来像

自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す  
「先進的な快疎社会」の実現

#### ▶ 3つの具体的な将来像

- ① 持続可能な自立分散型の地域社会の構築
- ② 地域の有する可能性や価値を活かした内発的な発展
- ③ 誰一人取り残さない住民の快適で幸福な暮らしの確保

### （2）過疎地域の持続的発展に向けた基本的な視点

将来像の実現のために、以下の基本的な視点から実行性のある施策を推進。

#### ▶ 3つの基本的な視点

- I SDGsへの取組とDX推進
- II 経済的基盤の確立と集落機能の自立
- III 官民共創コミュニティの立ち上げ

## 2. ぐんま快疎化リーディングプラン別紙（群馬県過疎地域持続的発展計画）概要

### 1. 基本的な事項

#### (1) 策定の趣旨

- ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定により策定
- ・今回より「ぐんま快疎化リーディングプラン」の別紙扱い

#### (2) 基本目標

過疎卒業レベル市町村（※）の創出  
 ※過疎市町村のうち、人口要件（人口減少率）もしくは財政力要件（財政力指数）のいずれかが、法第2条第1項が定める基準（法施行時点）を上回っている市町村

### 2. 主な分野別事業

<b>1 移住・定住 促進、 地域間交 流の促進、 人材 育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま暮らし支援</li> <li>・移住支援金</li> <li>・地域づくり活動推進</li> <li>・地域おこし協力隊の活動・定住支援</li> <li>・グリーン・ツーリズム推進 など</li> </ul>	<b>6 子育て環境の確保 高齢者等の保険福祉の 向上及び増進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業、健康づくり支援事業 など</li> </ul>
<b>2 産業の振興</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した農業振興・鳥獣被害対策</li> <li>・デジタル技術を活用した林業・木材産業の振興</li> <li>・地場製品の販路開拓・マッチング支援</li> <li>・スタートアップ支援、全県リビングラボ推進</li> <li>・リトリート推進</li> <li>・ロケ誘致等の映像制作支援</li> <li>・特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援</li> <li>・農業基盤整備、担い手対策、多面的機能支払 など</li> </ul>	<b>7 医療の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所の整備、保健師の人材確保及び育成</li> <li>・地域医療におけるDX推進 など</li> </ul>
<b>3 情報化の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルクリエイティブ人材の育成</li> <li>・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の活用推進 など</li> </ul>	<b>8 教育の振興</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校の教育施設整備 など</li> </ul>
<b>4 交通施設の整備、 移動手段の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道・林道代行整備事業、市町村乗合バス補助制度など</li> </ul>	<b>9 集落の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少レジリエンス強化</li> <li>・過疎地域いきいき集落づくり支援事業 など</li> </ul>
<b>5 生活環境の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災対策事業、水道・汚水処理施設整備事業 など</li> </ul>	<b>10 地域文化の振興・ 活用等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬パーセントフォーアート推進</li> <li>・ぐんま絹遺産保存活用、文化財保護、継承者育成 など</li> </ul>
		<b>11 再生可能エネル ギーの利用推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー等導入促進</li> <li>・地域脱炭素実現に向けた支援 など</li> </ul>
		<b>12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民共創スペース「NETSUGEN」の活用</li> <li>・市町村DX推進の支援 など</li> </ul>
		<b>13 過疎市町村相互の連 携調整、人的及び技術的 援助その他必要な援助</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援員による市町村支援</li> <li>・過疎・山村振興担当間の情報共有、ヒアリング など</li> </ul>